

藤山台中学校区旧小学校施設の活用のための基本方針

平成 27 年 6 月
春 日 井 市

目 次

1	背景と趣旨	1
2	基本理念	2
3	各施設の位置づけについて	2
	(1) 東施設について	2
	(2) 西施設について	3
	(3) 新藤山台小学校との連携について	4
4	導入すべき機能・用途について	4
	(1) 東施設について	4
	(2) 西施設について	6
5	施設・事業の運営について	6
	(1) 東施設について	6
	(2) 西施設について	6
6	今後の進め方について	7

1 背景と趣旨

春日井市では、学校の適正規模や適正配置に関する基本的な考え方や方針として、平成 21 年 12 月に「小中学校の適正規模等に関する基本方針」を策定し、過小規模校の解消を図ることとなりました。高蔵寺ニュータウン（以下「ニュータウン」という。）の藤山台中学校区は、ニュータウンで最も早く入居が始まった地区であり、46 年が経過した現在、地域の人口構成が大きく変化したことから、藤山台小学校、藤山台東小学校及び西藤山台小学校の 3 校統合を段階的に進めることとなりました。

平成 25 年 4 月に藤山台小学校と藤山台東小学校が統合し、現在、藤山台小学校跡地に新たな小学校（新藤山台小学校）を整備しているところです。平成 28 年 4 月には、現藤山台小学校と西藤山台小学校を統合し、新藤山台小学校を開校する予定であり、これに伴い旧藤山台東小学校（以下「東施設」という。）及び西藤山台小学校（以下「西施設」という。）が余剰施設となります（図 1 参照）。

このため、両施設の有効活用を図るため、平成 27 年 1 月から藤山台中学校区旧小学校施設活用検討懇談会において、検討を行ってきました。この懇談会からの提案を基に、市として基本方針を定め、これに基づき取組を推進します。



図 1 対象施設の配置

2 基本理念

(1) 既存施設の有効活用

小学校施設は、長い間、卒業生をはじめ地域の人々に親しまれてきた大切な場所であり、できる限り、既存の施設を有効活用することが望ましいと考えます。一方で、公共施設の集約化の観点から過剰な施設については、まちづくりに寄与する方向で民間に売却や長期に貸与して活用することが望ましい場合もあります。このため、既存施設を必要最小限の整備により利活用することを原則とします。ただし、まちづくりに寄与する場合は民間への売却等も可能とします。

(2) まちづくりの拠点の形成

ニュータウンのこれからのまちづくりに寄与するため、住民が主体的に参加して、子育て支援・教育、医療・福祉、スポーツ・文化などコミュニティサービスの提供を行う拠点の形成を図ります。

(3) 協働の仕組みの構築

コミュニティサービスの拠点となる施設の運営にあたっては、地域住民の参加を含め、民間の活力が発揮できる主体を形成するとともに、市は、必要な支援を行う協働の仕組みの構築を図ります。

(4) 多様なニーズの反映

施設に導入する機能・用途については、地域住民のニーズを適切に反映するとともに、今後誘導すべき新たな居住者のニーズも考慮していきます。

(5) 計画的な整備の誘導

売却等により民間が整備を行うことになった場合には、地区計画等の適切な手法により、ニュータウン全体のまちづくりに寄与できるよう適切な誘導を図ります。

3 各施設の位置づけについて

東西両施設及び新藤山台小学校の3つの施設について、ニュータウン全体における位置づけは、次のとおりとします（図2参照）。

(1) 東施設について

高蔵寺高校、藤山台中学校に隣接し、周囲を団地に囲まれた落ち着いた立地

環境を考慮すると、子育て世代、高齢者などの多様なニーズに対応したコミュニティサービスを提供する拠点として位置づけることが適当と考えます。また、センター地区と近接することから、ニュータウン全体を対象としたサービス拠点として位置づけることが可能です。従って、東施設をはじめ、中学校・高校、隣接する公園、調理場の跡地を含めて、ニュータウンにおける「まなびと交流のセンター」と位置づけ、サンマルシェなどの商業施設を中心とした「にぎわいのセンター」と連携しつつ、一体的に整備をしていくことが重要であると考えます。



図2 各施設のニュータウンにおける位置づけ

(2) 西施設について

ニュータウンの主要な道路に近接していることから、坂下・白山等の周辺地区も対象とした商業・飲食・教育・医療・福祉等の生活利便施設の誘導が可能です。民間活力による整備を慎重に把握し、住環境の保全に十分に配慮しつつ、ニュータウン全体のまちづくりに寄与する方向で土地の有効利用を図っていきます。この際、藤山台地区の近隣センターとは適切な役割分担を図ります。

(3) 新藤山台小学校との連携について

ア 新たに整備される藤山台小学校において、地域連携支援室を設置することから、新藤山台小学校が藤山台中学校区のコミュニティ形成の拠点となり、ニュータウン全体のサービス拠点と位置づける東施設との間で適切な連携を図っていきます。

イ 市民のニーズが高い運動場、体育館の開放については、新藤山台小学校を含めて現行と同水準の規模を確保します。

ウ 災害時の避難場所の確保についても、新藤山台小学校、東西両施設を含めて、地域全体として必要な空間・機能の確保を図っていきます。

4 導入すべき機能・用途について

(1) 東施設について

「まなびと交流のセンター」の拠点施設として、次のような機能・用途を基本として施設の整備を進めていきます。

ア 多世代にわたる住民の交流及びまちづくりの情報発信の場

○コミュニティカフェ、まちと住まいのインフォメーションセンターなど

イ 子育て世帯・高齢者・障がい者などへの地域による包括的な支援の場

○相談・情報発信機能、放課後・余暇の居場所や活動スペース、児童館など

ウ 多様な人々の活動・活躍・ビジネスの場

○市民団体の活動拠点、レンタルスペース、起業オフィス、産直市場など

エ 文化・芸術活動のための場

○図書館、音楽スタジオ、調理室、工作室など

オ 地域の住民のスポーツ・健康づくりの場

○運動場、体育館、市民農園など

東施設の運動場及び体育館については、従来の規模を確保し、市民のスポーツ等のニーズに対応できるように活用を図ります。

東部市民センターをはじめとして、ニュータウンでは市民の活動スペースが不足していることを踏まえ、あわせて、文化・教育に対する高い関心に応えるため、東部市民センターにある図書室を東施設に移転し、機能を充実して東部地区の拠点的な図書館として整備することを検討するとともに、東部市民センターにおい

て市民の活動スペースの拡充を図ることが望ましいと考えます。

ニュータウンでは老朽化した保育園の建替えを検討する必要があります。移転先として、旧調理場跡地が考えられますが、「まなびと交流のセンター」の東施設と保育園を近接して整備することにより、多世代交流の促進をより一層図ることが可能となることから、東施設に隣接する烏洞公園の敷地に保育園を整備し、調理場の跡地を公園の代替地に充てることも考えられます。

「まなびと交流のセンター」には、東施設、中学校、高校、保育園が立地することから、区域内への自動車交通の進入を可能な限り避け、歩行者ネットワークにより施設相互の一体化を検討します。歩行者ネットワークは、将来的にはペDESTリアンデッキにより東部市民センターに接続することが望ましいと考えます。一方、「まなびと交流のセンター」へのアクセスを円滑にするため、周辺道路の一部拡幅を検討し、自動車交通の円滑化を図るとともに、東施設及び保育園の利用者のために必要な駐車スペースを区域内の交通安全を阻害しない場所に適切に確保します。



図3 東施設周辺（まなびと交流のセンター）の整備イメージ

注) 図中、緑実線は既存の歩行者通路、橙実線は既存のペDESTリアンデッキを表す。

(2) 西施設について

ニュータウンの居住の魅力を高めるため、次のようなサービスの提供を行う整備を民間活力の導入により実施することについて、調査検討を行います。

- ア 身近な商業・飲食サービスの提供
 - イ 子育て支援・学習のためのサービスの提供
 - ウ 高齢者向けの居住・福祉サービスの提供
 - エ 在宅での医療、看護、リハビリ等のサービスの提供
 - オ 近隣住民に対する交通利便の向上に関するサービスの提供
- など

民間活力の導入のための調査検討にあたっては、スポーツのための場や災害時の避難場所の確保をはじめ、地域住民のニーズを把握し、民間活力の整備にあたって反映できるように努めます。

5 施設・事業の運営について

(1) 東施設について

- ア 必要最小限の改修・整備により、既存施設を有効に活用することを基本とします。
- イ 施設の運営・管理にあたっては、市民、団体、企業等の多様な主体が連携し、行政がサポートする形の新たな主体の形成を検討します。主体の形成にあたっては、まちづくり基金の組成、まちづくり会社の設立を視野に入れて検討を進めていきます。
- ウ 施設の整備、運営には、都市再生の枠組みを活用したハード整備、高齢者・障がい者の福祉の枠組みを活用したソフトの充実を含め、必要な範囲で公的な支援の計画的な導入を図っていきます。

(2) 西施設について

- ア 民間主体による整備、運営に向けて、実現手法などを調査検討していくことを基本とします。
- イ 住環境を保全しつつ、ニュータウン全体のまちづくりに寄与する方向で地区計画等の適切な誘導手法の導入を検討します。
- ウ 民間による整備にあたっては、地域住民のニーズを踏まえ、必要に応じた公的サービスのための空間の確保について検討します。

6 今後の進め方について

今後の進め方については、地域住民に対して速やかな分かりやすい周知に努めるとともに、東施設の整備の具体的な計画及び設計の検討、西施設における民間活力の導入のための調査検討にあたっては、地域住民に対するきめ細かな情報発信に努め、説明会、アンケート、ワークショップ等を通じて、市民の意見を反映する機会を適切に設けていきます。